

- [問 2] 労働基準法第12条に定める平均賃金の計算に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 平均賃金の計算の基礎となる賃金の総額には、3か月を超える期間ごとに支払われる賃金、通勤手当及び家族手当は含まれない。
- B 平均賃金の計算において、労働者が労働基準法第7条に基づく公民権の行使により休業した期間は、その日数及びその期間中の賃金を労働基準法第12条第1項及び第2項に規定する期間及び賃金の総額から除外する。
- C 労働災害により休業していた労働者がその災害による傷病が原因で死亡した場合、使用者が遺族補償を行うに当たり必要な平均賃金を算定すべき事由の発生日は、当該労働者が死亡した日である。
- D 賃金締切日が毎月月末と定められていた場合において、例えば7月31日に算定事由が発生したときは、なお直前の賃金締切日である6月30日から遡った3か月が平均賃金の算定期間となる。
- E 賃金締切日が、基本給は毎月月末、時間外手当は毎月20日とされている事業場において、例えば6月25日に算定事由が発生したときは、平均賃金の起算に用いる直前の賃金締切日は、基本給、時間外手当ともに基本給の直前の締切日である5月31日とし、この日から遡った3か月が平均賃金の算定期間となる。

第47回(平成27年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

|                                                  |                                                                                       |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 合格基準                                         |                                                                                       |
| 本年度の合格基準は、次の2つの条件を満たした者を合格とする。                   |                                                                                       |
| ①                                                | 選択式試験は、総得点21点以上かつ各科目3点以上（ただし、労務管理その他の労働に関する一般常識、社会保険に関する一般常識、健康保険法及び厚生年金保険法は2点以上）である者 |
| ②                                                | 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目4点以上である者                                                          |
| ※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。 |                                                                                       |
| (2) 配点                                           |                                                                                       |
| ①                                                | 選択式試験は、各問1点とし、1科目5点満点、合計40点満点とする。                                                     |
| ②                                                | 択一式試験は、各問1点とし、1科目10点満点、合計70点満点とする。                                                    |

2 試験問題の正答

| 試験科目 \ 出題形式    | 選択式 |   |   |   |   | 択一式 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|----------------|-----|---|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|                | A   | B | C | D | E | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 労働基準法及び労働安全衛生法 | ㉔   | ㉒ | ㉑ | ㉓ | ㉕ | B   | D | C | D | A | B | B | C | A | D  |